

## 甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成28年2月16日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	小澤重則君	副委員長	金丸寛君
	金丸幸司君		五味武彦君
	松井豊君		斉藤芳夫君
	内藤久歳君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（5名）

議長	有泉庸一郎君		滝川美幸君
	清水正二君		山本今朝雄君
	三浦進吾君		

---

### 説明のため出席した者の職氏名

生活環境部長	長田治君	福祉健康部長	内藤光二君
環境課長	小田切聡君	子育て支援課長	小宮山正美君
長寿推進課長	土屋達巳君	健康増進課長	樋口充君
生活環境係長	早川英彦君	保育係長	島田伸君
健康企画係長	長田清美君	保健指導係長	長坂千恵子君

---

### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	武川訓	書記	石原大助
書記	有野恵里		

## 内容

- 1 甲斐市災害廃棄物処理基本計画の策定について
- 2 第2子以降保育料無料化事業について
- 3 放課後児童クラブの状況について
- 4 新しい介護予防・日常生活支援総合事業について
- 5 介護支援ボランティア事業について
- 6 甲斐市版ネウボラ事業について
- 7 元気、そう甲斐健幸ポイントラリー・モデル事業について

開会 午後 1時26分

○委員長（小澤重則君） 皆さん改めましてこんにちは。

ご参集ご苦労さまでございます。

本日案件は7件ほどあるようでございますので、ちょっと時間がかかるかなとも思っております。スムーズな進行にご協力をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会します。

---

○委員長（小澤重則君） 本日の委員会は、各担当より、次第にあります事項について説明、報告等を受けたいと思います。

それでは、これより内容に入ります。

（1）甲斐市災害廃棄物処理基本計画の策定について、担当より説明をお願いします。

小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 大変ご苦労さまです。

それでは、環境課より、災害廃棄物処理基本計画の策定について説明をさせていただきます。

まず最初に、資料の確認をお願いします。

本日の委員会の資料以外に、環境課のほうで災害廃棄物処理基本計画、庁章のマークが入ったもの、それから、意見提言書という形で用紙1枚のほうを配付してございます。確認をお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。

まず、1番としまして資料1ページになります。

1番としまして、経過でございます。

現在、稼働している峡北広域環境衛生センターについては、施設の老朽化や地元地域と締結している使用期限が、平成29年11月に迫っていることから、新施設の建設を計画し、その財源の一部として、国の交付金を活用することとしております。

2番としまして、計画策定の目的でございます。

当初、交付率が3分の1で交付申請を行いました「循環型社会形成推進地域計画交付金」ではありますが、平成26年4月に交付要綱の一部が改正され、新たに2分の1の交付率が改正になりました。

ただし、交付要件として災害廃棄物処理体制の強化が掲げられ、地域における災害廃棄物処理計画を策定した上で、災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えた施設を整備することが付け加えられました。

このため、より有利な補助金を受けることを目的に、平成27年度に交付要件の一つである「災害廃棄物処理基本計画」を各構成市において策定し、改めて交付金の変更申請を行うこととしました。

そこに表がございます。

交付率の変更に伴う交付金額比較表ということで、今、概算で峡北広域の建設事業費は約80億と言われております。このうち交付金の対象事業は約72億でございます。ということで、従来の3分の1の交付率ですと、補助金につきましては24億円でございます。今回新規の2分の1の交付率でいきますと36億円ということで、差し引きをしまして12億円という形になります。そうしますと、単純に構成市1市当たり4億円が有利になると考えられます。

ということで、3番でございます。

計画内容及び構成、今回、甲斐市において策定する災害廃棄物処理基本計画については、大規模災害により発生した災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための応急対策、復旧、復興対策について、その処理計画を整備するものであります。その位置づけについては、本市の防災に関する基本的な事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産の安全と保護を図ることを目的として策定されている「甲斐市地域防災計画」、こちらにございます赤い本でございます。地域防災計画を主要上位計画とし、災害により発生したごみ処理を基本に計画を策定するものであります。

めくっていただきまして2ページになります。

基本計画の構想、概要でございますが、あとで詳しく説明をさせていただきます。

続きまして、4策定スケジュールということで、平成27年6月に業務委託契約を締結しました。これにつきましては、全国規模の株式会社サンワコンという会社、本社は福井県にございます。という業者と268万9,200円で契約をしたところでございます。それから、27

年9月には第2回の環境審議会、それから28年1月には幹部会議、それから28年1月に部長会議、それから28年2月、きょうですが、厚生環境常任委員会、それから28年3月第3回環境審議会ということで、本年度末、3月末を製本の完成を予定しているところでございます。

それでは、実際の甲斐市災害廃棄物処理基本計画の内容のほうに移らせていただきます。

それでは、甲斐市災害廃棄物処理基本計画（案）を見ながら、概要を説明させていただきます。

まず、1枚目をめくっていただき、目次を見ていただきたいと思います。

大きなくくりとして、Ⅰ基本的事項、Ⅱ地震編、Ⅲ風水害編、Ⅳ雪害編、Ⅴ広域事務組合、Ⅵ災害廃棄物処理実行計画と6つのくくりとしました。

めくっていただきまして、1ページになります。

1ページは、基本的事項の中で、計画の基本、その中で、（1）計画の目的であります。本文自体は、先ほども申し上げました地域防災計画の目的を引用しております。加えて、下から4行目、甲斐市災害廃棄物処理基本計画は、甲斐市地域防災計画及び国の災害廃棄物対策指針等に基づき、想定される災害に対する事前の体制整備及び市民、事業者、行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理を行う基本となることを目的として策定しました。

右のページ、2ページに移りまして、（2）として、計画の位置づけでございますが、国の関係ですと、災害対策基本法、それから廃棄物処理法がございます。市の関係ですと、甲斐市総合計画、それから甲斐市地域防災計画があり、今回の計画を中段の表に位置づけました。

また、（3）計画対象区域ですが、甲斐市全域としました。

めくっていただきまして3ページです。

3ページには、（4）対象とする災害についてということで、地震、風水害に加えて、2年前の大雪を踏まえて雪害を加えました。

次に、（5）計画の構成であります。下から5行目、今回の計画においては主に大規模災害の発生が懸念されている地震による災害廃棄物処理を中心として、取り組みなどを整理しました。

右に行きまして4ページでございます。

（6）の計画の見直しということで、甲斐市地域防災計画が随時見直しとなっておりますので、本計画においても随時見直しとさせていただきます。

めくっていただきまして5ページになります。

5ページからは、大きな2としまして、災害廃棄物にかかわる現況の把握であります。

まず、(1)として、通常のごみ処理等の処理ということで、①ごみ処理体制の概要から13ページ、⑫広域事務組合し尿処理施設までは、現状として今、甲斐市が行っているごみ処理の状況、許可業者や施設の能力等を示しました。

次に14ページになります。

14ページは、(2)として、甲斐市地域防災計画の主な関係事項ということで、①災害時の組織体制、めくって15ページには、②としまして、関係課における災害時の取り組み、③として、伝達方法、めくって17ページ18ページに、④として、避難施設や避難所等を、それからめくっていただき、21ページ、⑤としまして、応援協定、それから右側22ページには、⑥として、瓦れきの発生量、それから⑦として、災害廃棄物仮置き場及び障害物集積場所を示しました。

めくっていただきまして23ページは、⑧として、仮設トイレの需要量、それから⑨とし、仮設住宅建設予定地、右に移って24ページになりますが、⑩として、災害ボランティアセンター建設地、めくっていただきまして25ページにつきましては、⑪として、水防上避難立ち退き予定区域、右に行って26ページは、⑫として、浸水想定区域内要援護者施設を示しました。

14ページから26ページにつきましては、地域防災計画の主な関係事項ということで、甲斐市地域防災計画より抜粋し、引用したものでございます。

めくっていただきまして、27ページになります。

27ページには、大きな3として、災害対策の基本的留意事項を示しました。

まず、(1)としまして、発災後の時期区分と特徴の把握、右に行き、(2)としまして、基本スケジュール、めくっていただきまして29ページ30ページには、(3)として、災害廃棄物処理における基本的処理方針、それから右側(4)へ行きます、各主体の役割ということで、市の役割、市民の役割、事業者の役割をまとめさせていただきました。

次にめくっていただきまして、31ページからは、大きなⅡ番の地震編ということで、1として、ごみ処理に関する具体的な基本事項をまとめました。

(1)として、初動の確認事項、それから留意事項として、①一般廃棄物・事業系廃棄物、②としまして生活排水、それから右へ行きます、③として避難所、④情報管理、指示、相談体制の確立、それから⑤番とし、廃棄物収集体系の検討とまとめさせていただきました。

めくっていただきまして、33ページ、(2)として、啓発、広報、相談受付における手法を例示しました。

それから、右に行きまして34ページになります。

34ページからは、(3)として、実際のごみ処理について被害想定をしながら43ページまで②としまして、対象とする災害廃棄物の種類、それから③として、発生量の把握、④として、仮置き場の設置場所、それから東日本大震災等の教訓を生かして、⑤として、思い出の品等を示し、(4)で、し尿処理における仮設トイレの設置や、それにかかわる消耗品についてまとめました。

ということで、めくっていただきまして、次、44ページになります。

地震編の大きな2として、応急時や復旧時に対する段階的な対応を示しました。

(1)では、国・県ほかの自治体への応援要請、(2)として、災害時の生活環境への影響などを表内に対策例を示しました。

めくっていただき、右側46ページになりますが、(3) ボランティア支援体制を作業フローを上げ、まとめました。

めくっていただき、47ページは、(4) 追加仮置き場の確保、(5) 追加仮設トイレの設置でございます。ごみ処理の仮置き場及び仮設トイレの設置については、想定の中では十分な必要量を確保してございますが、万が一に備えて確保する必要があるということで示しました。

右に行き(6)として、損壊家屋の注意事項を示しました。

めくっていただき、49ページになります。

ここで資料の訂正をお願いします。ページ中段に、(8)として、仮設焼却炉という項目がありませんでした。飛んでいます。まことにすみません。ここに中段、表の下に(8)「仮設焼却炉」と項目の記載をお願いします。(8) 仮設焼却炉でございます。

また、右側の50ページ、項目(8) 最終処分場と書いてございますが、この(8)を(9)と訂正をお願いします。

そこをそのままにしておいて、一番最初の目次のところに、目次の左側のところで(8) 仮設トイレというところで、エラー、ブックマークが定義されていませんと書いて……

[発言する者あり]

○環境課長(小田切 聡君) すみません、仮設焼却炉というところで、定義されていませんというところに、ページ数を49ページと記載をお願いします。

それでは、49ページに戻りまして、まず（7）としまして、仮設住宅、それから先ほど申し上げたように（8）として、仮設焼却炉、それから右側に行きまして（9）最終処分場という形でまとめさせていただきました。

特に、万が一に備えて仮設焼却炉の設置も検討しなければならないこと、それから山梨県で整備している最終処分場以外にも、県外の最終処分場の利用も検討をしなければならないことをここに示してございます。

めくっていただきまして、51ページでございます。

51ページは、地震編の3番目として、取り組みを要する主な課題をまとめました。

まず、（1）災害廃棄物の処理についての訓練の検討、それから（2）としまして、人員配置ということで、ごみ処理の人的体制、右に行きまして（3）通信手段の確保、これは仮置き場等の通信手段という意味でございます。

それから、（4）市内事業者の車両等のリスト化と配置計画、（5）有害廃棄物、処理困難廃棄物について、それから（6）災害用のトイレ、消耗品を含み備蓄の推進を課題としてまとめました。

めくっていただきまして、右側54ページになります。大きなⅢとして、風水害編、それから大きなⅣとして、雪害編ということで、地震編を準用することとしました。特に雪害編では、雪の持ち込み場の確保も必要であることを示しました。

めくっていただき、55ページになります。

55ページには、大きなⅤ番として、広域事務組合には施設整備に対し、災害に強い施設整備をするように要請していきます。

右に行きまして、最終ページになりますが、56ページには、大きなⅥ番として、災害廃棄物処理実行計画について示しました。災害については、規模の大小、それから種類の複雑化があります。本計画は基本的な事項を定めたものであり、より具体的に実効性のあるものにするためには、災害ごとに状況に応じて実行計画を策定しなければならないことを示しました。

以上のように、甲斐市災害廃棄物処理基本計画は、災害に遭ったときの基本的な方針を定めたものであります。幸いにも甲斐市の地域防災計画では、具体的に仮置き場の設置や被害の想定がされておりますので。しかしながら、実効性のためには災害ごとに策定する実行計画が大事となっていきます。

ということで、最終的には3月末までに本計画を策定する予定であります。本計画を一読

していただいて、意見等がありましたらお手元の別紙様式を配付させていただいておりますので、2月26日、金曜日までに環境課のほうまでお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 素人的な質問で申しわけないんですけども、例えば地震か何かで倒壊した。倒壊したものを、例えば冷蔵庫とか何とかが使えなくなったらそこへ持っていけばいいんでしょうけれども、例えば倒壊した瓦れきとか何とかは、どこが費用を出すんですか。そこを処理する、例えば全倒壊しちゃった、それを全部更地にしたいといったときには持ち主が全部その責任で処理するんですか。処理するのは市のほうでやるんでしょうけれども、持っていく場合、費用の負担というのはどうなるんですか。素人的な話で。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 根本的には、これは災害に発生するもので、あくまでも個人の家が潰れた場合については個人の支出になるかと思われま。先ほど言ったように仮置き場までいったときのごみ処理については、当然甲斐市のほうでやらなければならないかと思っております。特に私どもはそこのごみの部分の話でやっているものですから、ちょっとそこは本論とはちょっと逸脱しているところかなと思います。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） もう一つ、これもちょっと本論とかけ離れているかもしれないんですけども、例えば放射能汚染の廃棄物が、例えば他県からここへ持ち込まれた、お願いされたというように、この計画には外れていると思いますが、それに対しては対応というのはこの計画には入っていないですか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 本来的には、この甲斐市災害廃棄物処理基本計画というのは、自然的な要素で起きた災害ということ想定しております。普通の方ですと、今はテロがあるからテロも入れたらいいじゃないかという意見もございました。あくまでもテロについては人為的な災害ということで、そこは載せてございません。

ただ、放射能につきましては、これは特別な廃棄物になりますので、おいそれとなかなか

市の単独ではお話ができません。加えて、ここはあくまでも一般家庭のごみという形で、一般廃棄物という種類でございますが、もっと難しい災害廃棄物というものも単純に市だけの判断でちょっとできないものもございまして、その辺は国や県と協議をしていかなければならないかと思っております。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 大体よくできているなというふうに私も思ったんですけども、これ今とりあえず広域は、たつおかのことだけしか今ここにはうたっていないですよ。広域も検討しにゃならないことであるというふうに最後には書いてあるんですけども、これ正直な話、一緒じゃないとぐあいが悪くないですか。時期がどういうふうにならぬとか、いつごろからどうするとかということがはっきり明示されていないと、もし先に災害が来ちゃった場合、敷島、双葉の範疇のことはあっちでできるけれども、竜王のことは中巨摩ではできないというふうになる可能性がありますか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 経過で説明して、確かに峡北広域の建設の負担金の補助金の関係で、この計画は作成させていただきましたけれども、あくまでも甲斐市が、甲斐市における災害廃棄物の、これは基本になるものですから、当然その中には竜王のことも言っていますし、敷島のことも言って、双葉のことも全てが網羅できるような形で整理をされているところでございます。

ですから、この処理場の中にも峡北広域の現処理施設、それから中巨摩の現処理施設のほうもここに施設の中には記入をさせていただきます。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） そうすると、50ページの最後の、私ここが一番気になったんですけども、最終処分場云々のこの中に、県内外の被災状況なども鑑み、同組合と協議することになると。中巨摩、峡北広域行政組合。県外の最終処分場などについても、その利用を検討する場合も想定されるというふうに書いてありますよね。ということは、私らのところから、例えば境側で処分し切れなければ、どこかよそへも持っていくという話になる可能性があるという話ですよ。そうすると、今、災害廃棄物が出たら、出た場合には中巨摩の広域は、

その、どう言ったらいいのかな、受け取る……受け取って処分しなきゃならないという責任みたいなものが抜けがちにならないですか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 今、広域の枠組みの中で、あくまでも竜王地区の方については中巨摩広域で処理をお願いしています。それから峡北広域については敷島地区と双葉地区の広域処理をしてもらっているところです。竜王地区から出たものに対しては中巨摩広域を通して最終処分場に今いっているところでございます。峡北についても峡北広域を通して敷島、双葉地区のごみは最終的には県外のほうで処理していただいている、この枠組みのほうは変わらないかと思っています。ただ、その状況で、実際処理場が、最終処分場が受け入れてくれるかどうかということが、現実的にそこも災害に遭っているということもありますので、これは各方面で協議をかける必要があるかと思うところであります。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） しつこいようだけれども、要するに最終処分のことはそれなりに、例えばよその、この広域と関係のないところのやつも受け取らにゃいかんよというふうに書いてありますよね。県内外の被災状況などを鑑みて、これをやると、このたつおかは受け取らなきゃいけないよというふうになっているけれども、中巨摩は受け取りますよというふうにはなっていないわけじゃんね。この今の計画書によると。そうすると、やっぱりそこにずれが出てこないかなということを知っているんだけど。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 私どもも別に峡北広域、それから中巨摩広域と別に差別とかそういうことをしているわけではございませんし、同一的な話は両組合のほうにも話していくつもりでございます。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 長田部長。

○生活環境部長（長田 治君） ちょっと若干補足をさせていただきます。

災害時といえども、ごみ処理、災害物の処理につきましては、基本はごみの処理のルールが適用されるのが基本でございます。いずれ通常のルートは、広域事務組合の処理場を通して最終処分場へ行くというルートでございますが、その広域で処理できないということも想定されます。そういった意味で、直接、甲斐市が処理場を通さなくても最終処分場で受け入

れていただけるものがあるという場合につきましては、直接甲斐市が最終処分場と公式協議をしながら搬入するという場合も想定した趣旨をこのページに表現をさせていただいている部分もございますので、よろしくお願いたします。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 51ページからの、取り組みを要する主な課題というところがあるじゃないですか、課題。これに対して基本的上位計画というのが防災計画であるということで、この中に、例えばいろいろな人員配置とか訓練とか、こういうのがあるじゃんね。こういうものは、要はやる場合において、例えば処理についての訓練というのは今後やっていくということですか。どうなるの。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） まさに、（1）の一番下のほうに書いてあります訓練等の実施を検討していく必要があるということを考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員（内藤久歳君） 検討、みんな検討になっているんだけど……

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 検討になっているんだけど、実際のこの計画つくって、そういう事態が発生した場合に、検討、検討じゃ困るわけで、その上位計画との整合性というかね、そういうものをちゃんと、きちんとしておかんと、検討じゃね、困るじゃん。その辺はどんなの。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） この③は、確かに取り組みを要する主な課題ということで、課題ということで特に抜き出しております。当然将来的にはこういったものを考えて、実施していきたいという形で課題という形で、今後こういったことがスムーズにできるように、取り組めるよう働きかけはしていきたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） （8）の仮設焼却炉ですが、焼却炉といえかなり本格的なものなので、仮設の焼却炉というのはどんなものなんですかね。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 焼却炉については、一応法律的なものがございまして、その法律を網羅した形の焼却炉、それは大小ございますが、実質的にどういうものかと言われると非常に困るところなんですけれども、昔で言えば、皆さんのおうちに大型の、工場でいけば大型の焼却炉みたいなものがあったと思いますが、ああいったものの中で、法的に対応しているものを言っているわけでございます。

以上です。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。質疑はありませんか。

清水議員。

○議員（清水正二君） ページで25ページ、26ページなんですけれども、上位ということで甲斐市の地域防災計画というふうな形の中で、この表があるんですけれども、水防上避難立退予定区域、浸水想定区域内災害時要援護者施設ということで、これ両方、水のあれなんですけれども、その立退予定区域というのは要するに災害時に、水の災害におけたときにこれが適用されるということですよね。当然、避難計画の中にこれが入っているんだと思うんだけれども、これを計画するのに、要するに地域的に、例えば水害が起きたときに、例えば学校へ行くのに、例えばそここのところが1メートルの、ハザードマップでいくと、おそれがあるというところで、そういったところに、水は上流から下流に流れていく、当然、氾濫したときには流れてくるんだけれども、そこに避難しろという形の中のものがここにあるんだけれども、ここで環境課のほうでもってこういう計画立てて、当然上位のほうともその折衝するんだけれども、そういうところの形というのはどういうふうにやりますか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 議員さんから言われました、水防上避難立退き予定区域、それから浸水予定地域につきましては、あくまで防災のほうで設定したところございまして、うちはこの場所に対して、避難立退き予定地がございます。要するにそこに皆さんが避難してくる、そこでごみが発生するというので、避難場所とかも必要であるために、ここに再度掲示をさせてもらった状況でございます。

ですから、避難経路の問題はもっと防災のくくりの中でちょっとお話をさせていただいて、

私どものはここの中に集まってきたとき、ここが避難所になる、ここのごみをどうするかということを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 清水議員。

○議員（清水正二君） 地震のときは、これわかります。だけど水が来たときにそういう箇所があるということは、それは水が来たときに、これを立ち退きというふうな形でもって予定地ということで、そこのごみということは通常考えられないじゃないですか。

そこら辺のところを当然上位のものがあるんだけど、そこをその折衝というのはこういう形の中でどういうふうにするのか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 例えば、この竜王1区、2区、3区、4区の方が避難するところが竜王北中学校ですよというこれは言っているわけなんです。その竜王北中学校に来たとき、皆さんが避難してきました、そこにごみが出ます、そこのごみをうちのほうが関係してやりますよということで、先ほども申したように、避難所も含めてこういった中で、一応再掲で、甲斐市防災計画に載っているものをわざと、これはごみにも特化した計画でございますので、あわせてこの1冊持っていればごみ処理ができるという形で整理をさせていただいたところがございます。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 産業廃棄物の処理基本計画、今、峡北広域あるいは中巨摩広域も含めて大変予算も助かるわけでございますけれども、例えばこの7ページ見ますと、企業系の一般廃棄物収集運搬事業者というこれだけの企業がございましてけれども、この中でも何社かが、いろんな市に対して、市に問題が定義されている業者もございましてけれども、逆に言うと、この災害時に連携をとって提携をする、あるいは業者がそういうときに連携をとって協力をする、していただくというふうな、また協定を結ぶ考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 当然、先ほどもちょっと述べましたように、特に配車、トラック等が当然必要になってきます。この事業者以外にも協定等を組んでいる自治体等もございまして、当然市内で賄えるものは市内で賄いたいというのは一番の根底でございますので、

当然そういう働きかけは今後していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、（１）甲斐市災害廃棄物処理基本計画の策定についてを終了します。

次に、環境課のその他に入ります。環境課より報告がありましたらお願いします。

小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） ２月定例会におきまして、27年度予算の補正がございますので、またよろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 補正予算の内容については、定例会の案件となりますので、質疑は省略いたします。

それ以外で、環境課関係で委員より特に聞きたいことがありましたらお願いします。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） ちょっと尋ねたいことがあるんですけども、玉幡の日立甲府のルネサスエレクトロニクスの棟以外のところに古い工場が残っている部分を、地元でちょっと説明会をして、ことし正月か12月末ごろから解体工事に着工しています。そのことについて、例えば地元の地域の住民説明はしたようですけども、役所のほうに、いつごろから解体をして、例えば解体する範囲はどこからどこまでで、いつごろまでかかって、あるいはその解体したものの最終的の処分の方法はとかという報告はあったでしょうか、お尋ねします。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） ここのルネサスさんの跡地の関係につきましては、山梨県の今対応となっているところでございます。ということで、山梨県のほうから12月ごろに環境課のほうにも話がございました。ついては地元の説明会をしたいということで、区長さんと協議の中で、地元等のその説明会の日程調整をしていたところでございます。加えて、いつから始まるというのも、当然うちのほうも聞いております。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 私、気になっていて気になっていてという、甲斐市が、いわゆるルネ

サスそのもの自体から懸案で市民の誰もが、あるいは行政の誰もがいつでも注目している話なんだろうと思うんですよ。そういう中に、今の課長の説明だと、県から12月ごろにそういうような打診というか、内決定みたいな報告があったら、やっぱり何らかの機会に、議会とかには最低、こんな話が今こういうふうに来ただけでもぐらいのことは言ってしかるべきというような気がするんだけど、どこかにそれが障害になるような何かがあって言わないんですか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 別に特段的に障害になることはございませんでした。ただ、前にも敷島地区の今はパチンコ屋さんになっているところの南側が、今は古河電工さん、昔は三和電線さんという形のときも同じような案件がございまして、同様の処理をしていたところでございますので、今度要望があれば、そんな形に対応したいと、お話をしたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） しつこいね。悪いね。

解体に対して、県では、例えばあそこの施設そのものに、ここの今の災害廃棄物ではもちろんないんだけど、この中にもうたっているような、例えば有害とか、あるいは特別な処理方法しにゃならんものとか、そういうものがあり得るような気がするけれども、その辺は何も聞いていませんか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 今、解体しているところは、ルネサスの場合は、一部を解体するというので、大多数はまだ残る予定でおります。ただ若干ですが、土壌の関係にやっぱり有害物質が、どうしても重金属類を扱っていますと有害物質が出てきます。その対応については、今から県のほうがどういった形の指導をするかという話になってくると思いますが、例えば敷島の荒川のニツカさんでは表土何センチメートルを取り除いて、それは最終処分のほうに持ちこんでという話は聞いております。ただ現実的に、今どのような形で土壌のほうを処理するかという話はまだ出ていないところであります。

以上です。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、以上で環境課関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時13分

○委員長（小澤重則君） 会議を再開します。

次に、（2）第2子以降保険料無料化事業について、担当より説明をお願いします。

小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） ご苦労さまでございます。

子育て支援課から、資料の3ページになります。

第2子以降保育料無料化事業につきまして、説明をさせていただきます。

1月の厚生環境常任委員会の折には、県の第2子以降保育料無料化の方針について、市町村に説明がないままの状況であったということを報告させていただきましたけれども、2月5日に県の説明会を経て、その内容を報告させていただくと、その折にお話をいたしました。本日、その内容について説明をさせていただきます。

それから、別紙で2月6日掲載の山日新聞の記事をお配りさせていただきました。その見出しのとおり、県の説明会では発表唐突、市町村は困惑という状況の中でございました。説明会は行われましたが、詳細についてはまだこれから検討していく部分もございました。

3ページの資料により説明をさせていただきます。

国は、平成28年度から、現行制度を拡大し、年収約360万円未満、未満とありますけれども、これはまだ未確定の状況でございます。約とか相当とかというふうな言葉も使っております。世帯について、第1子の年齢にかかわらず、第2子半額、第3子以降を無償とします。現時点で、年収と第1子の考え方などが未確定となっているということでございます。

県では、この改正に合わせ年収約640万円、市民税所得割額16万9,000円という金額を示しました。この世帯について、第2子以降の3歳未満の保育料について、3歳になるまでの間無料化する全国初となる制度を導入することを発表いたしました。

2月5日でございます。県の市町村担当者説明会が初めて開催されましたが、未確定とな

っている部分があり、県は今後、保健所圏域ごとワーキンググループを開催し、具体的な事務作業を進めていく考えを示しました。

そのような中で、制度のまとめをいたしました。そこに、中段にあります3つの四角の中をごらんいただきたいと思います。

まず、現行の国制度でございます。対象、世帯年収関係なしということで、内容は、保育園や幼稚園等同時に利用する最年長の子供から順に2人目については半額、3人目以降は無料。これが現行となっております。

それで、国制度拡大でございます。これは平成28年度からということで、国のほうも拡大というふうな方針を打ち出しました。世帯年収360万、これ以下とありますが、未満または以下というふうな、まだ決まっていないような状況の中でございます。内容、第1子の年齢にかかわらず第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を全て無料と、これが国で打ち出した方針でございます。

その中さらに県制度、国の上乘せ分というふうな捉え方をいたしましたけれども、対象は、世帯の年収640万、これも以下とありますけれども、未満と、この辺がちょっと流動的でございますが、内容といたしまして、第1子の年齢にかかわらず第2子以降の3歳未満児の保育料について3歳になるまでの間無料と、これが県で打ち出した制度でございます。

この制度の説明が2月5日にあったわけでございます。

その中で本市の状況でございますが、概算でございます。平成27年12月分現在でございますけれども、甲斐市は対象者数1,649人保育料の対象になってございます。保育料は月額3,130万円、年額にいたしますと3億7,560万円ということになります。そのうち、現行制度ですね、2人目半額、3人目は無料というふうな現行制度に絡んでの人数の内訳でございますが、対象者数が601人、月額の保育料が567万2,000円、年額といたしまして6,806万4,000円というふうになります。

それから、一番最後のとおりでございますが、県制度、県制度を拾い出しましたところ、対象者数346人、月額の保育料が283万3,300円、年額3,400万円。それから県の補助額ということで、県のほうで2分の1負担をするという形が打ち出しされております。これを半分にしますと1,700万円というふうな形になります。

この制度の金額を概算で出しましたけれども、これはあくまでも推計というふうな捉え方でお願いをいたします。先に申し上げましたけれども、まだ第1子の捉え方というものが決まっておりません。年齢も何歳からなのか、住所等がどこにあるのか等、細かいことを拾い

出していくと、まだそれが決まっていないという段階でございますので、あくまでも推計というふうな形で捉えていただきたいと思います。

一番下のところで、今後につきまして、今後については甲斐市保育料条例施行規則の一部改正をお願いしたいと思います。

それから、平成28年4月から実施というふうな形になると思いますけれども、システム改修に伴う補正というものが出てまいります。これは、平成27年中に行う予定でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

説明会を経て、確認できたことを報告させていただきました。詳細につきましては、これから示される内容もございますが、平成28年4月からの実施に向けて、本市でも取り組んでまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 県制度の枠の中で2つだけお伺いしたいんですが、世帯の年収640万というのはどういう数字で出たところ、県がそんなような、なぜ640万なのかというのは何か説明ありましたか。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） 詳細については説明はなかったと思いますけれども、640万という金額、それに付随しましてその640万円未満なのか以下なのかという、そういう捉え方も決まっていない中、市民税の所得割額16万9,000円というふうなことで県のほうは説明がありました。ただこの金額については、規定がちょっと私のほうでも把握をしておりませんでしたので、この場ではお答えができません。申しわけございません。

○委員（五味武彦君） 委員長、もう一つ。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） やっぱりその枠の中で、内容のほうで、3歳になるまでの間ということですね。ということは、お子様が3歳の誕生日を迎えた月までは無料、それ以降は適用外という考え方でしょうか。3歳になる……。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） 恐らくは3歳未満ということでございますので、3歳に

なる前まで、ゼロ、1歳から2歳までというふうな形の中の枠でだと把握しております。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長、いいですか、確定していないからまだわからない面もあるということだけ補足してください。

小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） 恐れ入ります。じゃ、これから検討をするという部分もございますので、確定ではないということでご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これについて、確かに唐突なんですけれども、これで非常に無料になるのはこの新聞に書いてあるように、無料になるなら行かせたいということがいっぱいあるということですよ。現状はもうその募集は12月にかけてちゃって、大体もう全部28年度の予定は決まっているわけですよ。こういう状況の中で新年度に対してこういう措置をとるとするのは、非常にこっちからしたら無謀だと思いますよ、準備ができない。もう既にどこの市町村もそうだと思うけれども、募集は終わっちゃっている。今言った問題が発生すると、そういうことに対して結局今度そういう制度ができて、うちは入れたいんだけど入れないということは、待機児童という、入れたいのに入れられない、だけど受け入れ側としても対応できないという問題が出てくるよね。その辺のところの扱いとかね、その辺非常に難しいと思うんですよ。そうなれば、それぞれの園が定数が決まっていて、その枠の中で動いているんですけれども、その待機児童対応ということに関して対応できるのか、そうなってくると保育士も必要になるといういろいろな問題が発生しますよね。その辺のところについてどういう対応をしていくのかという、それは事前にそういうことは想定されるので、そういうこともある程度検討していく必要があるじゃないか、その辺はどうですか。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） 内藤委員のおっしゃるとおりでございます。ゼロから2歳、3歳というところで、本来ならば家庭で親と一緒に過ごしていただく時間を持っていただいたほうがいいというふうなこともございますけれども、職業を持つ親という立場から、こういう制度が発足するということは非常に、そういう親にとってはいいことだというふうにと捉えます。ただ、やはりその受け皿という部分で非常にこちらのほうも不安を抱えております。その対策については、ちゃんと検討をして、これから考えていくべきだと思います。

ただ、今の状況で、この方針が打ち出しされたのがことしに入ってということなので、詳細までちょっと話している時間がございませんでしたので、これから検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） その辺、部長どう、その辺について。課長の言ったとおりでと思うけれども。

○委員長（小澤重則君） 内藤部長。

○福祉健康部長（内藤光二君） 年が明けまして、後藤知事が、山梨県の子育て支援の拡充策ということで県が発表されました。

心配の儀は内藤委員のおっしゃるとおりでございまして、まずは保育士の確保から始まりまして、既に保育児童の募集も済んでいる状態でございます。それでなおかつ枠を検討しなければならないということでございますが、いずれ子育て支援の一つとして前向きに捉えまして、本市としてもできる限り対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） できる限りってね。できる限りと言ったって28年度はできないでしょう。できますか。だからできる限りで努力するのは今の政治の流れからして当然なんだけれども、28年度からはできないなという感じがするんだけど、どうにかする方法はあるんですか。もし何か対策をとるとしたら。

○委員長（小澤重則君） 内藤部長。

○福祉健康部長（内藤光二君） 具体的な施策については、ちょっと検討させていただくということでご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。質疑はありませんか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 今の答弁を聞いていると、全く唐突で2月6日でございます、やっぱりシステム改修を含めて、山梨県内一斉だから大変だよね。それで、今このシステム使っているほかの行政では、甲斐市のシステム導入、どこか重なっているところがバッティングしているところがあると思いますけれども、今、何市ぐらいあるんですか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 島田係長。

○保育係長（島田 伸君） 今、本市と同じシステムにつきましては、昭和町が導入しております。県内ではこの2つということになります。

○委員長（小澤重則君） 三浦議員。

○議員（三浦進吾君） よかった、2市だとね、寂しいというか、昭和町がということでございますが、その中で担当者等システムに関しての、これから決まったら、議会通って決まっただけかどうかという相談はなされたのかどうかお尋ねしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 島田係長。

○保育係長（島田 伸君） 担当者とは話をして、金額のほうにつきましても概算のほうでいただいているところでありますので、補正で対応をしていく考えであります。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、（2）第2子以降保育料無料化事業についてを終了します。

次に、（3）放課後児童クラブの状況について、担当より説明をお願いします。

小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） それでは引き続き、放課後児童クラブの状況について報告をさせていただきます。

資料の4ページをごらんください。

放課後児童クラブの状況につきましては、年度当初より逐次状況を報告させていただいておりましたが、年度末となり、空き教室の確保等、少々変更が生じてまいりましたので、状況を説明させていただきます。

まず、資料の最初でございますが、事業概要でございます。

事業概要は、共働き家庭など保護者が昼間に仕事などで家庭にいない小学生を対象に、授業終了後児童厚生施設等の施設を利用して、遊びや生活の場を提供する事業ということ、こ

れが放課後児童クラブの概要でございます。

それで、次のところでございますが、法改正による主な変更点というところでございます。

①として、平成27年度より年齢拡大ということで、新しく子育て支援法が変わり、年齢拡大というものが打ち出しをされました。おおむね10歳未満の児童、小学校3年生までというところから、小学校就学児童、6年生までというふうに拡大をされたわけでございます。

それから、②番目、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準について、条例化ということで、これが国のほうで、そこに面積基準とございますけれども、この面積基準が1人当たり、放課後児童クラブの1人当たりの面積が1.65平米というふうなことで示されたわけでございます。

それとあと、職員配置基準というところで1クラス40人というところに支援員2人というふうな、そういう基準も提示がされました。

その次に、現在の状況でございます。

平成28年2月1日現在というところで、別紙1参照ということになりまして、5ページをごらんください。

5ページは、放課後児童クラブ利用決定数という表でございます。

これにつきましては、児童館名、定員、そして27年度4月1日時点の状況、それから28年度の、ことしになりまして2月1日時点の状況の比較でございます。

児童館は、全部で11児童館あるという中で、放課後児童クラブのほうを運営しております。

定員につきましては、そのとおりにありますとおり、児童館の面積に応じて定員が決まっております。これは旧のままの定員数でございますが、その中で、敷島みなみ児童館80、双葉東児童館、下から2つ目でございますが、110というふうな定員数でございます。その中で、学年別の内訳はそこに書いてあるとおりでございますが、合計のところ、27年度の当初合計を見ていただきますと、それぞれが若干オーバーをしているというふうな状況でございます。特に双葉東児童館につきましては110の定員に対し、137というふうな形でございます。その中で、合計が810の定員に対して867の申し込み、利用者数でございます。

28年の現時点でございますけれども、現時点につきましては、敷島みなみ児童館のところを見ていただきますと、定員が80に対しまして、28年度の合計、利用したい数は116というふうになっております。それと下から2つ目の双葉東児童館、これが定員が110のところ

28年の合計169というふうな数になっております。最後の合計数、定員810に対して28年度2月現在で1,100人が希望している、利用しているというふうな形になります。

このような状況が生じております。当初から定員に対して申込者数が多いというふうな中で、これをどうするかというところで、それを学校の空き教室で解消していくというふうな案を示しておりました。

その中で今度はその次のページをごらんください。

6ページでございます。

6ページにつきましては、小学校空き教室状況推計、これが28年度から32年度の空き教室の状況でございます。これが一番最新の空き教室が幾つあるかということでございますが、学校と逐次連絡を取りまして最新の状況を把握いたしました。

その中で見ていただきますと、敷島南小学校の部分、9番10番ですね、敷島南小学校、双葉東小学校、下のほうに続けて記載してありますけれども、ここの状況を見ていただきますと、必要教室見込みが1、1というふうな形。それから空き教室のほうを見ていただきますと、敷島南小学校はこれから先、空き教室がゼロというふうな状況が続きます。双葉東小学校につきましては、マンモス校といいますか、かなり多い児童数の中で教室のほうも目いっぱい状態というふうな当初の状況でございましたけれども、今確認をさせていただきますと28年度は1教室、とりあえず空き教室が見込めるというふうな連絡をいただいたところでございます。

今後、29年から32年までの見込みを見ていただきますと、徐々に空き教室が出てくるというふうなことを見込んでおります。

ただ敷島南小学校については、不足、ゼロという状況が続いております。

ほかの小学校につきましては、1教室2教室、多くは4教室まであくというふうな状況の学校もございます。

というところで、恐れ入りますが、また資料の4ページですね、4ページにお戻りいただいて、今後の方針のところ、ちょうど中段、真ん中になりますけれども、今後の方針のところをごらんください。

①双葉東小学校については、今後空き教室が見込まれるというところで、当初空き教室が難しいのではというふうな形の中で、双葉東小学校、②の敷島南小学校についてはプレハブ建設を考えていきたいというふうなことを厚生環境常任委員会でも申しあげましたことがございます。ただ、今の状況で双葉東小学校は1教室あくというふうな情報が得られました。

それから、②の敷島南小学校でございますが、空き教室の確保が必要、現在ない状況、これからも不足の状況が続くというふうなことでございまして、これにつきましては、本来ならばプレハブを建てたいと申し上げたいところでございますが、学校自体、普通教室の確保が大変困難である状況が生じているというところでございます。そちらのほうもちょっと私のほうからプレハブ建設をというのも、担当ではないのでなかなか詳しいことが言えないところでございますが、普通教室のほうでプレハブ建設をというふうな話もあるところでございますので、そちらの状況も勘案しながら、敷島南小学校についても、まだ、今現在未確定な状況が続いておりますので、このままちょっと状況を見て、年が明けて、新年度を迎えてどのような状況になっているかによって、またプレハブ建設のほうをお願いする、6月補正あたりでプレハブ建設をお願いするというふうなことも考えていきたいと思っておりますが、現状、なるべく空き教室が活用できればということを根底に置きまして、双葉東小については少々、状況がどうなるかわかりませんが、プレハブ建設は見合わせていきたいと。

敷島南小学校につきましては、4月の状況をまた踏まえまして、プレハブ建設を検討していくというふうなことで、ご了承をいただきたいと思っております。

③につきましては、その他の小学校については、各児童館、または小学校の空き教室等で受け入れるというふうな状況で対応してまいりたいと考えております。

それから、スケジュールにつきましては、平成28年1月、28年度の当初予算等で市長査定がございまして、その中で双葉東小学校、敷島南小学校等の建設計画等について協議をさせていただきまして、プレハブ等については少々見合わせてという話をさせていただきました。

それから2月、平成28年度放課後児童クラブ利用者決定通知配布というところで、28年の4月から入所をしたいというお子さんについての決定通知を配布させていただきたいと思っております。

それから2月から3月ということで、各小学校との空き教室の確保というところで、これからもまだ流動的な部分がございますので、学校のほうと連携をとりながら確保のほうを進めていきたいと考えております。

放課後児童支援員の確保、空き教室等で実施するということになるのと、またそこに配属する支援員が必要となると、1教室につき2名の支援員というところで、4時間対応の支援員の募集、これにつきましては、早目の対応ということでハローワーク等に募集をかけております。

平成28年度放課後児童クラブ利用者受け入れ準備というところで、これから先4月に向

けまして細かい準備をしていくというところで、4月から受け入れができますようにしていきたいと考えております。

最後のところでございますけれども、支援員の確保というところで、放課後児童クラブの設備、運営に関する基準についての条例化に伴い、教室1に対し、放課後支援員2人の配置をしなければならない、先ほども申し上げましたけれども、今、支援員の確保、保育士も含めてですけれども、非常に確保が困難な状況になっております。これも一つの本当に課題でございますが、これから取り組んでいかなければならないことと思っております。

以上でございますが、現在の状況を報告をさせていただきました。

以上、よろしく願いをいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

五味委員。

○委員（五味武彦君） ちょっとこれは5ページの表で、質問したいと思います。

特に、敷島みなみ児童館のことでお願いしたいんですけれども、この実数というのは申込者の実数でしょうか、それとも利用者の実数、要するに利用者この枠があるんだけれども、実際行っている人は何%ぐらいの稼働率とかをやっているかということまでは出ていないですね。ですから、単に利用者の数で今決めているということだと思んですが、各ふれあい館とかいろいろありますけれども、稼働率というのは平均してどのくらいかというのは統計としてありますか。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） 五味委員がおっしゃいましたとおり、これは申込数の数でございます。実際の稼働率というのは、各館平均いたしまして7割というふうなことを踏んでおります。それによって定員より多目に受け入れをしているというふうなことでございます。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 多分、敷島南小については、確か今現状の小学校1年生が70名ぐらいかな、今度新しく新1年生、これが100名ちょっと超えるぐらいですかね、それによって教室が足りなくなる。今の1年生が足りないということはその人たちがずっとふえていく格好になっちゃうわけですね。じゃ、ことしはそれで数が大体わかる。そうすると来年度以

降も数というのは教育委員会のほうからこういう、大体このくらいふえそうだとかいう数はおわかりになっているのでしょうか。まずその辺をお伺いしたいと思うんですが。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） その児童数でございますけれども、本当は住基人口とか何かそういうものから把握ができればいいわけなんですけれども、これにつきましては、教育委員会との情報等をもとにいたしまして、私ども計画を立てたいというところでございますが、その実際の推計の児童数というものが、はっきり私どもまでおりてこないというところちょっと語弊がありますけれども、なかなか流動的であって、これだよというものが教育委員会のほうでもなかなか示しづらいというところがあると思います。

今回はこの空き教室ですが、これは学校の……

○委員長（小澤重則君） 課長、もうちょっと簡潔にお願いします。質問に対してずばり説明をお願いします。

○子育て支援課長（小宮山正美君） じゃ、教育委員会のほうからは児童数の情報提供は余り受けておりません。それで、学校のほうで実際の状況を勘案した中での空き教室の数というものをこの6ページのほうで示させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 同じところでこだわって申しわけないんですけれども、敷島みなみ児童館の来年度の申込者、1年生が46名と。下から1、2、3、4つ目ですか、1年生の欄、平成28年度、46という数字が出ていますよね。当然これは今言った70から100にふえたその分が自然増という格好と捉えていいのでしょうか。ということは、これが毎年どんどんふえていくというふうに、すると早急にこの対策を練らないと、例えば夏ぐらいとか6月ぐらいとかいう問題ではないと思うんですが、この辺お考えどうなんでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君） 切迫した問題だとは思いますが。ただ、プレハブ建設等を考えた中で、プレハブ建設をしていただければ一番利用がしやすいわけなんですけれども、やっぱり財政の状況等を考えまして、4月、3月いっぱい状況を見て、4月になるともう少し状況も見えてくるとお思いますので、その時点でプレハブ等の建設を考えたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君）　ここだけなかなか入れない、人が多過ぎるということがあってはならないと思う、行政の立場からすれば、このでこぼこがあつてはいけないと思うんだ、平均して。この辺やっぱり真剣にお考えいただいてということで、要望で結構なんです、早くお願いしたいということで、終わりです。

○委員長（小澤重則君）　要望でいいんですね。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君）　なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君）　ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、（3）放課後児童クラブの状況についてを終了します。

次に、子育て支援課のその他に入ります。

子育て支援課より報告等がありましたらお願いします。

小宮山課長。

○子育て支援課長（小宮山正美君）　それでは、子育て支援課から2月の定例議会におきまして補正予算と条例改正の2点の審議をお願いする予定でございます。

補正予算につきましては、保育所事業等の減額補正、それから保育料システムの改修に係る国補助の増額等。

条例改正につきましては、保育の必要性の認定に関する基準を定める条例、それから竜王南保育園の閉園に伴います保育所条例及び施行規則の一部改正についてでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○委員長（小澤重則君）　ありがとうございました。

条例の一部改正及び補正予算の内容につきましては、定例会の案件となっておりますので、質疑は省略いたします。

それ以外で、子育て支援課関係で委員より特に聞きたいことがありましたら、お願いします。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君）　ないようですので、以上で子育て支援課のその他を終了します。

ここで暫時休憩とし、職員が退席します。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時00分

○委員長（小澤重則君） 会議を再開します。

次に、（４）新しい介護予防・日常生活支援総合事業について、担当より説明をお願いします。

土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） こんにちは。お疲れさまでございます。

長寿推進課からは、平成28年度に実施いたします事業の内容について、2つご説明をさせていただきます。

それでは、資料の7ページをお願いいたします。

まず1点目ですが、新しい介護予防・日常生活支援総合事業につきまして、ご説明をさせていただきます。

1の経緯についてです。

平成27年度からの介護保険制度の改正により、国が策定しましたガイドライン等を参考に平成29年4月までに介護予防サービスのうち、訪問介護、いわゆるホームヘルパー及び通所介護、いわゆるデイサービスについては新しい介護予防・日常生活支援総合事業に全市町村で移行されます。

今年度は、現行相当のサービスを維持しつつ、本市の実情に合った介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けて検討を重ねてまいりました。

こうした検討を踏まえて、平成28年4月より新しいサービスを順次実施し、平成29年4月からは本格的に移行をしていくこととなります。

次に、2の概要についてご説明いたします。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業で実施いたします事業は、①介護予防・生活支援サービス事業と②一般介護予防事業になります。

①介護予防・生活支援サービス事業の対象者とはいいますと、要支援1、2の方と地域包括支援センターに直接相談に来られた際に、基本チェックリストを使用させていただき、対

象となるかどうかを判断させていただきます。

②一般介護予防事業は、65歳以上の高齢者、いわゆる甲斐市の介護保険第1号被保険者が利用可能となります。

この移行により、これまで地域支援事業の中で行っていた二次予防事業及び一次予防事業といった介護予防事業については、この新しい介護予防・日常生活支援総合事業の中で実施することとなります。

なお、包括的支援事業及び任意事業については従前のおりでございます。

2月定例会における新年度予算審議の際には、この部分の構成が若干変わっておりますので、あらかじめご了解をお願いいたします。

続いて8ページをお願いいたします。

こちらは新しい介護予防・日常生活支援総合事業の構成を一覧表にしたものになります。

黒い背景で白黒反転している部分、白文字で表記されていますところが、平成28年度から甲斐市において実施する事業となっております。

上段の四角の部分が、介護予防・生活支援サービス事業で、訪問型サービスについては現行の訪問介護相当のサービスと、訪問型サービスAとしまして、市独自の緩和した基準により掃除、洗濯等の生活援助を行うサービスを実施いたします。

通所型サービスについては、現行の通所介護相当のサービスと、通所型サービスAとしまして、市独自の緩和した基準により、通所により運動、レクリエーション等を行い、運動機能向上や交流を支援するサービスを行い、また通所型サービスCとしまして、通所により生活機能を改善するために短期間集中して運動機能向上を図るサービスを実施してまいります。

そのほか、生活支援サービスとしましては、見守りを目的とした配食サービスを実施します。

介護予防ケアマネジメント事業につきましては、以上のサービスが適正に提供できるようにケアマネジメントを行う事業となります。

次に下段の四角ですが、一般介護予防事業となります。

まず介護予防把握事業は、各種教室やいきいきサロン等の機会に基本チェックリスト等も用いて支援を要する状況を把握し、介護予防活動につなげる事業でございます。

介護予防復旧啓発事業は、いきいき健康体操教室やらくらくかんたん運動教室を実施し、介護予防活動の復旧・啓発を行います。

地域介護予防活動支援事業は、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う

事業で、具体的にはいきいきサロン活動の支援を行っていきます。

一般介護予防事業評価事業につきましては、介護保険事業計画に掲げております一般介護予防事業の評価を地域包括支援センター運営協議会において評価を行っていく事業です。

以上が、新しい介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業と言われるものの構成及び内容となります。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 確認ですが、この表の網かけというか反転というかしたところがやる、実施予定のところということですか。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） そのとおりです。黒背景で白文字になっているところがやる事業でございます。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、これ28年度で、29年度からはこれが真っ黒になるということだね。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 平成30年までにはという猶予期間がございますので、今後徐々に検討してやっていくということで、先ほど言いましたけれども、平成29年4月にはヘルパーとデイサービスについては全市町村で移行していかなきゃならないという内容でございます。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、今までとこの変わった点というのかな、今まで、この新しいサービスが入って、今までと、要するに新しいそのサービスがやったというのは具体的にどことどこがなるの。

今までやってきたのから新しい事業になったわけじゃん、そうすると、新たに事業としてやることに対して新しく入れたものがあるのかないのか、呼び方が変わるのか、その辺はどうなっているのか、そうしないと新しいってこう、前に進んだような……

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） これまでと違う点につきましては、地域支援事業で介護予防事業、それから包括的支援事業、任意事業という事業を行っていたんですけども、それが新しい総合事業ということで、地域支援事業の中に、先ほど申しました包括支援事業と任意事業については同じものが移行されています。それと、介護予防事業の中で、二次予防事業とか一次予防事業と呼ばれたものが、この新しい介護予防・日常生活支援総合事業に入っております。

それと大きく変わった点と言いますと、今まで制度の中で予防給付と言われていた要支援1、2の人のデイサービスとヘルパーの業務については、それを制度から外れて市町村で緩和した形で行っていいよということで、その部分がふえております。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ということは、サービスを受ける人にとっては今までよりかもその内容的に充実したという受けとめ方でいいのかな。この辺の細かいことをその……。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 認定を受けなくてもチェックリストでひっかかれば、その緩和した形ではありますけれども、制度に基づくサービスに準ずる形で、比較的、金額が市町村設定ということですので、安い金額で同じように使える部分については、利用者は利用しやすい制度になると思われれます。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると今、あと1点、基本チェックリストを新たにチェックするということだよ、リストに基づいて。そのチェックリストというのはチェックは誰がどういうふうにするのか。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 以前は、介護が必要かどうかというのを郵送で把握事業というのをやっていたんですけども、国がそれをやらなくていいよというかわりに、窓口相談に来た方について、包括支援センターのケアマネジャーが基本チェックリストを使って聞き取りをしてチェックして行って、そこで例えば運動機能の低下が見られるとか、栄養状態が悪いとか、口腔機能の低下が悪いとかということでサービスを導入していくという形になります。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、最終的なその判断というのは、チェックリストに当然基づくんですけども、その決定権というか、そういう判断を基準というのはあくまでもケアマネジャーに委ねるという形ということかな。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） そうですね。そもそも要支援1、2については包括支援センター直営でということでもありますので、同様に包括支援センターのケアマネもしくは民間のケアマネジャーがそういったサービスを導入していくという考えを、決定権を持っております。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 費用的なことをお伺いしたいんですけども、28年4月より新しいサービスを順次実施し、平成29年4月から本格的に移行していくということです。新しいいろんな事業が始まるわけですけども、例えばこれは、やることによって個々の介護保険料のアップにつながるんですか。その辺はどうなんですか。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 予算審議にちょっと絡んでしまう部分だと、ちょっと言いづらくはありますが、国のほうの考えとすれば、要介護の認定を受けるにしてもお金がかかってくるわけですので、認定を受けないでチェックリストで判断をして、市町村緩和したサービスを使わせるということで、ひいては介護保険料を下げるという考えがあるようではございます。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 介護保険下がるじゃいいんですけども、上がるのがあってはちょっと大変だなと思います。

もう一ついいですか。

○委員長（小澤重則君） はい。五味委員。

○委員（五味武彦君） ほとんどのものを社協さんをお願いするというか、委託する話になってくると思うんですよ。そうすると社協さんの負担が結構ふえてくると思うんですよ。その辺の社協さんへの手当てというか、何ていうのかな、委託金の増とか、これも予算にかかわることだと思うんですが、そういう考え方あるんでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 今、認定を受けている方についてはどの程度こちらのほうの緩和したほうに流れてくるかというのはわかりませんし、ただ認定を受けていない方が、サービスを使わなかった方がチェックリストによってふえてくる可能性ももちろんあるわけなんですけれども、今のところ社協もしくは介護事業所に声をかけて、そちらのほうで何件か手を挙げている事業所がありますので、そちらにもお願いする中で社協の負担を減らしていきます。

それから、これに対して社協に特別な補助とかというのは考えていなくて、これあくまでも事業でやりますので、介護保険事業でやりますので、利用者がふえれば収入もふえるというような内容になっております。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、（４）新しい介護予防・日常生活支援総合事業についてを終了します。

次に、（５）介護支援ボランティア事業について、担当より説明をお願いします。

土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 資料の９ページをお願いいたします。

２点目といたしまして、甲斐市介護支援ボランティア事業について説明をさせていただきます。

１の概要です。

市では、介護保険法に基づく地域支援事業の一環として、高齢者にボランティア活動を通じた地域貢献を奨励及び支援することにより、社会活動を通じた介護予防を図り、生き生きと活力のある地域づくりに寄与することを目的に、介護支援ボランティア事業を実施いたします。

この事業は、高齢者の方が介護施設等でボランティア活動を行うことにより、自身の健康増進、介護予防、生きがいつくりになるとともに、行った活動に応じてポイントを付与し、

これに対して交付金等を支給するものであります。

2の対象といたしましては、介護支援ボランティアの登録ができる方は、市内に住民登録がある65歳以上の方、いわゆる甲斐市の介護保険第1号被保険者で要介護認定、または要支援認定を受けていない方となります。

活動の流れは、(1) ボランティア登録の申請を行います。(2) 事前研修を受講していただきます。受講終了後ボランティア手帳を交付いたします。(3) 受け入れの介護施設等で介護支援ボランティアの活動をしていただきます。(4) ボランティアを行った施設等でボランティア手帳にスタンプを押してもらいます。スタンプは1時間の活動に対して1個。活動は1日2時間までとなっております。(5) 評価ポイントがたまりましたら、翌年度にボランティア手帳を添えて評価ポイント活用申請を行います。(6) 活用申請審査後、交付金を支給させていただきます。

4番、介護支援ボランティア事業の対象となる活動内容については、(1) レクリエーション等の指導及び参加支援。(2) お茶出し、配膳、下膳等の補助。(3) 散歩、外出及び館内移動補助。(4) 施設の催し事や行事に関するお手伝い。会場設営など。(5) 話し相手、傾聴。(6) 施設職員とともに行う軽微かつ補助的な作業。(7) 本市の地域包括支援センターが実施、または委託する介護予防事業。(8) その他、市長が必要と認める活動でございます。

10ページお願いします。

5、介護支援ボランティア事業の活動場所は、介護支援ボランティア事業受け入れ施設として市に登録した施設等になります。

6、評価ポイントの活用です。評価ポイント数に応じて交付金等を支給いたします。なお、介護保険料に未納、滞納がある場合は交付金等は支給はいたしません。

評価ポイントの換算については、下の表のとおりで、スタンプ数に応じて評価ポイントがつけられ、ポイントに応じて交付金が交付される仕組みとなっております。

最後に7、今後の予定について掲載させていただきました。3月には介護施設等への受け入れ、申請書等を送付を行います。4月号の広報紙及び市のホームページにより制度の周知を行います。その後、介護支援ボランティア登録申請の受付を順次開始し、同時に介護支援ボランティア受け入れ施設等申請受付を行います。全てが整いましたら、介護支援ボランティア活動を実施していただきます。

年がかわりまして、平成29年4月には、1年間たまりました評価ポイントの活用申請を

していただきます。平成29年5月には交付金の支給をさせていただくという流れになります。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 前にもちょっと一般質問でした内容にかかわってくることで、ちょっと2つばかりお願いしたいんですが、評価ポイントの換算表というというのがございます。それで、交付金等で5,000円と、交付金ではなくて、商品ですか、記念品とかいうのも含まれるんですか、交付金だけですか。この辺ちょっとまず1つ伺いたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） いろいろ検討はしたんですけれども、交付金ということでお金を支給させていただきます。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 別のほうです。今後の予定のほうにいきたいと思います。

4月から登録申請受付、受け入れ施設等の申請受付と、それから介護支援ボランティア活動実施と、おおむねこの辺の、じゃ何月ぐらいにどうするのかと、これだといつやれるかわかっていないんです。目標が書いていないんですよね。やっぱり希望として何名ぐらいをいつごろからやりたいとかいう予想的なものはいかががでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 今、社協に登録されているボランティアさんも個人だと400人強、それから団体で83団体1,045人が登録されているんですけれども、その中で65歳以上の方が何人いるかというのはちょっと把握できていませんけれども、いずれにしてもボランティアさんの育成をしないと、なかなかボランティアというのは難しい部分がありますので、徐々にはやっていきたいというふうに考えております。

それと、今後についてですが、できれば実際に高齢者の方が高齢者を見るという先ほどの地域支援事業のほうに展開がしていけたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 具体的に時期が、申ししていなかったんですけれども、当然その登録申

請受付して、これは随時だと思えます。それから事前研修もしなきゃならない。受け入れ施設が、じゃ、どの施設がどういうものをやるかとか、要はみんな社協さんに委託してやると思うんですよ。でもやはり、ある程度、秋口までとか、そういう部分、スタートがこれだと全く、その何かまだわからない部分があるんですよ。少なくとも半年くらいかけてやって秋口からスタートとかいうことの可能性はいかがなんでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 内藤部長。

○福祉健康部長（内藤光二君） 五味委員のご質問でございますが、一般質問でも質問いただいておりますが、担当としては詳細スケジュールはある程度つくってはいるんですが、まだ未確定の部分があるということで、一つの目安としましては、第1四半期が終わりまして、第2四半期に入るまでは動き出しをしたいなど、そんなふうに考えております。当然4月は、受け入れの登録のボランティアの方々の研修、受け入れの施設とのマッチングという、できることと求めていること、マッチングということもありますので、それらが準備が整い次第、速やかに行いたいと思うんですが、早ければ5月の連休明けになろうかと思っておりますが、ある程度余裕というか、準備を万全なくするためにも担当の目標としては第1四半期から第2四半期に入るまでは何とかスタートしたいなという目標を持っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） それから、先ほどその5,000円とか3,000円とかいう金額があります。前にもその質問させていただいた中で、受け取らない人の場合もあると思うんですよ。そういうふうに、それはいただいたんだけど、私はボランティアだから要らないよと言ったときに、返金するとか、それからどこかに寄附するとかいうところの項目が入っていないんですが、この辺の、要するに条件ですか、細目というんですか、この辺は書く必要はないんでしょうか。多分、いいですか続いて……。

○委員長（小澤重則君） ちょっと待ってください。それに対する答え。

土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） いずれ今年度は、平成28年度に行った事業に対して29年度に初めて交付金をお渡しするということですので、参考にさせていただいて、検討させていただきたいと思えます。

○委員長（小澤重則君） 金丸幸司委員。

○委員（金丸幸司君） 活動内容のところですね、（3）で散歩と外出及び館内の移動というのがあるんですけども、外出どこまで指しているのか、また万が一事故があった場合、誰が責任とかという、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 散歩、外出等につきましては、施設へのボランティアですので、各家庭にということではございませんので、施設の範疇でやっていただくと。それから、もし災害が起きた場合については、ボランティアの保険がございますので、それで対応させていいたきたいと思います。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 先ほど、社協に登録されているボランティア、かなり数がいるということだったんですが、社協の登録ボランティア確か文化関係のクラブといいますか、そういった登録がほとんどで、福祉関係はなかったように思うんですがどうでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 委員さんのおっしゃるとおり、文化活動で慰問等な内容がほとんどの内容になっておりますので、先ほどはちょっと参考に言わしていただいた中でございまして、その甲斐市のボランティアセンターに登録されているボランティアさんがこちらへ移行するということは余り考えておりません。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これで、先ほどの説明だと、この運営からその管理とか、そういうその、要するに、その派遣とかそういうものを全て社協がやるということですか。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 社協のほうにお願いする予定でいます。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これ今、ほかの方々のいろいろ意見が出たんですけども、日程の問題、それから運用上の問題、その辺のところ、要は広報とか、受け付けをするに当たってもその内容についてこういう言い方で内容をするという募集に関する募集要項、そうしたのもある程度きちっとしたものがなきゃ、うまくないんじゃないかと思うけれども、その辺のところはどうなの。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 事業の要綱については、策定をしております、これに基づいて行っていきます。それから、スタートダッシュでいきなりというのはなかなか難しいので、初めての事業でございますので、徐々にやっていきたいと考えます。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そしてあと、今の説明の中で、いろいろの団体とか、社協に登録しているとか、人数が五百何人いるという基本的な考え方としては、その人たちに委ねるというような印象を受けたんだけど、そのほかに一般の人だって抱き込む人があるわけじゃん、そうすると確かにホームページといたって年寄りの人たちホームページなんか見ているかわからない。また広報へも当然募集をかけたと思うんだけど、その辺のところの事業の周知というか、その辺のところの考え方としてきちんとしておく必要があるんじゃないかなというふうに思うんだけど、その辺のところはどうなんですかね、結局、事業としてやって、事業として確立する形がもう少しきちんとしていたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんだけど、何かこの辺だと日程的にも、この中身的にもただただとくような感じにいるような気がするんだけど、やりながら何とかやって29年度にはという形の中だけでも、ある程度整ったものを提案して、それに基づいてだめなところは修正をしていくというような事業の展開でないと、何かちょっと不安が残るような気がするんだけど、その辺のところはどうですか、部長。

○委員長（小澤重則君） 内藤部長。

○福祉健康部長（内藤光二君） 初めての事業ということで、年度で事業を進めていく中で検証してまいりまして、本市としての介護ボランティア事業を的確に育てていきたいという思いがございます。

内藤委員ご心配の、ご指摘の部分のまず最初の周知方法も含めて、あらゆる広報手段を通じてテレビ等のCATV等もございますので、いろんな手段、また自治会のほうにも声がけをして、なるべく多くの方にまず周知をするということも、いろんな手段を考えて対応をしていきたいと思っておりますし、また制度についても、推進事業もありますので、本市に合ったものを、参加者の、また事業者の皆さんの声を聞く中、よりよいものにしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 多分、この事前の協議はそういった関係する施設とかそういうところ

にやっているとただ思うだけけれども、やっぱり社協とか、それから今度、実際そのサービスを受ける事業所とかあるわけじゃん。そういうところの、何ていうのかな、考え方の統一というか、そういう温度差がないように、こっちはこう思っているけれども、それを本当はわかっていなかったとか、その辺の調整というか、今度は実際事業をする側のそういった整理というかな、その辺のところは何か会合とかそういうの持っているの。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 事前に、事業所のほうにはアンケート調査を行って、意向を聞いて、受け入れ可能かどうかということと、受け入れてくれるという施設が市内に57施設あるうちの、前向きというところが18施設、検討しますよというところが16施設ございましたので、今後は3月に入りまして、事業者説明会を行いますので、そこでこういったボランティアをやっていただいてポイント、こういうのがあるから手帳に判こ押してやってくださいねという話はさせていただきたいと思っています。

〔「はい、わかりました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。質疑はありませんか。

山本議員。

○議員（山本今朝雄君） すみませんね。もしさっき説明があったじゃ、悪いんですけども、この65歳以上のボランティア、65歳以上が資格があるようですけども、上限はないんですか、何歳まででもいいんですか。申し込む……。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 特に上限は設けておりません。

○委員長（小澤重則君） 山本議員。

○議員（山本今朝雄君） ボランティアさんの対象となる活動内容がありますよね。それで研修を受けるということですけども、この研修を受ける人は、この下に4番にありますこの個々の内容全てが網羅できるような研修をするんでしょうか。何かそのボランティアを希望する人が、じゃ、私はお茶出しとか、配膳とか下膳、これが好きだからこれだけさせてもらいたいとか、そういう区別をするんですか、申し込みの段階で、全ての作業をしてもらう研修をするのか、その辺はどうなんですか。

○委員長（小澤重則君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 事前に研修を積んでもらうということではなくて、どういったことをやってもらいますよというような内容を説明するというような事前研修になっております。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、（５）介護支援ボランティア事業についてを終了します。

次に、長寿推進課のその他に入ります。

長寿推進課より報告がありましたらお願いします。

土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） それでは、２月の定例会に条例の一部改正を提案させていただきます。

一部改正を行う条例は、甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例と甲斐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の２本になります。

介護保険法及び関係政府省令の一部改正により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が見直されました。

国の基準に基づき、市町村も基準を条例で定めていることから一部改正が必要となりました。詳細は、定例会にてご説明をさせていただきます。

それから、２月の定例会に補正予算を提案させていただきます。

介護保険特別会計の補正となります。介護サービス給付費等の執行に当たり、予算に不足が生じていることから関係する経費の増額と、平成26年度からの繰越金等を積み立てする経費の増額をお願いするものであります。同じく詳細は、定例会にてご説明をさせていただきます。

報告は以上となります。

○委員長（小澤重則君） 条例の一部改正及び補正予算の内容については、定例会の案件となっておりますので、質疑は省略いたします。

それ以外で、長寿推進課関係で委員より特に聞きたいことがありましたらお願いします。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） ないようですので、以上で長寿推進課のその他を終了します。

ここで暫時休憩とし、職員が退席します。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 3時32分

○委員長（小澤重則君） 会議を再開します。

次に、（6）甲斐市版ネウボラ事業について、担当より説明をお願いします。

樋口課長。

○健康増進課長（樋口 充君） お疲れさまです。よろしく願いいたします。

委員会資料の11ページをお願いいたします。

甲斐市版ネウボラ事業について説明をさせていただきます。

初めに、ネウボラという言葉の意味ですけれども、フィンランド語で「アドバイスの場所」を意味しておりまして、妊娠から出産、そして子育て中の母親及びその子供と家族の心身の支援を行うサービスでございます。

本市でも、若い女性が住みやすく、安心して子育てができる環境整備、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援の実現を図るためには、地域における包括的支援体制の構築が重要と考え、事業を進めてまいりたいと考えております。

そのためには、仮称になりますが、甲斐市ネウボラ推進協議会を設立いたしまして、メンバーには医師、県、市内子育て関係団体の方々をお願いし、市の実施事業へのアドバイス、意見、提案などをいただきたいと思っております。

また、ワンストップ拠点として、仮称になりますが、甲斐市子育て世代包括支援センターを健康増進課内に設置し、メンバーには保健師、看護師、家庭相談員、助産師、大学病院、個人開業医や開業予定の女性医師をお願いし、切れ目ない支援事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、大学病院との連携により、子育て世代の安心・安全感の情勢を図ってまいりたいと考えております。

なお、甲斐市ネウボラ推進協議会につきましては、設立に向けて準備を進め、甲斐市子育て

て世代包括支援センターとともに新年度に設置したいと考えております。

事業につきましては、現在実施しております、資料の「妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援」のところにあります、黒字になっておりますけれども、新生児訪問、乳幼児健診、妊婦一般健診、母親学級、ママパピクラス、産後ヘルパー、離乳食教室、発達相談、健やかサポート訪問の充実を図り、また新規事業としまして、赤字になりますけれども、鬱傾向、育児に不安を抱える妊婦、母親に対して、例えば個別相談、デイサービス事業、交流事業、こちらにつきましては、新しく開業する産婦人科医と連携を図りながら支援をしていく事業を考えております。

また、ケアプランの作成、産前産後連携シート交付につきましては、4月から進めていきたいと考えております。

このようなことを活用いたしまして、継続的に支援を行ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたら、お願いします。

質疑がありませんか。

よろしいですか。

金丸幸司委員。

○委員（金丸幸司君） すみません。妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援のほうで、健診とかあるんですけども、この中にあれですか、予防接種というか、あれも含まれているんですか。

○委員長（小澤重則君） 長坂係長。

○保健指導係長（長坂千恵子君） おっしゃるとおりで、予防接種も含まれております。

○委員長（小澤重則君） 金丸幸司委員。

○委員（金丸幸司君） ちなみに、種類というか、無料とあと任意で、自分で負担するというか、何か最近種類がふえたということ聞いたんですけども、今、甲斐市でどのくらいの種類の予防接種というか、ワクチンというかやっているんですか。

○委員長（小澤重則君） 長田係長。

○健康企画係長（長田清美君） 今、甲斐市で無料で行っている乳幼児向けの予防接種ですけれども、BCG、ポリオ、四種混合ワクチン、それから二種混合ワクチン、麻疹・風疹ワクチン、日本脳炎ワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、水痘ワクチン、以上が乳

幼児に向けての無料で行っている予防接種になります。

任意予防接種につきましては、そのほかB型肝炎ですとか、おたふくですとか、ロタなどがありますが、こちらの任意予防接種につきましては、市のほうから助成はなく、全額自己負担で行っていただいております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 金丸幸司委員。

○委員（金丸幸司君） そこで、あくまでも接種受けるとき母子手帳というか、親が自分で日にちというか、二十日間とかありますよね、いろいろこう。それで本人が何ていうんですか、その指定の医療から連絡が来るんじゃないかと、自分で日にちを考えてというか、やって対応しているということですか。

○委員長（小澤重則君） 長田係長。

○健康企画係長（長田清美君） まず、出生届のときに親御さんが窓口に来ますので、そこで保健師が1対1でお話をさせていく中で、母子保健事業のご案内をする中に予防接種事業についても説明をさせていただいたり、それから、乳幼児健診の中でも、その都度、予防接種の受け方については説明をさせていただきます。

また、その子供さんへの乳児訪問のときにも、お母さん方と相談をしながら一緒に予防接種の計画を立てたりもしております。

そして、病院は基本的には予約をして、お母さんが、保護者が決めた病院に行って受けることになるんですけども、その一度病院に行きますと、その病院の先生も一緒になって、今度はお母さんと先生との間で一緒に計画を立てていただくこともありますので、病院の先生の指導を受けながら進めていくという場合、実際はこういう形が多くなっています。

そして、その間、例えばお子さんの体調が悪くて標準の期間を……

○委員長（小澤重則君） ちょっと短く……

○健康企画係長（長田清美君） はい。標準の……

○委員長（小澤重則君） 聞いていることだけで結構ですから。

○健康企画係長（長田清美君） そういった標準の期間がちょっと長くなってしまいうようなときには、その都度保健師のほうからまた指導をさせてもらっています。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 金丸幸司委員。

○委員（金丸幸司君） 最後1点すみません。予防接種の期間があつて、それを過ぎた場合に

自己負担というか、ちょっと聞いたことがあるんですけども、それで、とおりでよろしいんですか。

○委員長（小澤重則君） 長田係長。

○健康企画係長（長田清美君） 決められた期間を過ぎて行きますと、自己負担になってしまいます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この組織図の中で、仮称の甲斐市ネウボラ推進協議会というのがあるわけですけども、ここの下の中にそれぞれの事業がこうずっといろいろあって、この協議会がここに書いてある事業を全て統括するという考え方でいいですか。

○委員長（小澤重則君） 樋口課長。

○健康増進課長（樋口 充君） 甲斐市ネウボラ推進協議会、仮称ですけども、こちらのほうで一応統括をしていただいて、そこでいろいろな意見もお聞きしながら、実際にはその下の子育て世代の包括支援センターのほうで実施をしていくような形になると思います。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ということは、この運営する中で一応協議して、問題点とか改善点とかいろいろ出てきた場合に、最終決定はこの協議会で決めるということでもいいですか。

○委員長（小澤重則君） 樋口課長。

○健康増進課長（樋口 充君） 委員のおっしゃるとおりになります。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） もう一点、ここの直営事業の、案であるんですけども、女性医師がこの事業をやるということですか。

○委員長（小澤重則君） 樋口課長。

○健康増進課長（樋口 充君） 女性医師の開業医のほうですけども、ことしの秋ごろ開院というようなことを聞いております。そこで、その施設を借りまして、私どもで臨床心理士を派遣しましたり、女性医師のほうでそちらの事業をするのに心理士のほうをお願いして、どちらでも対応できるような形をとりたいと思っております。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これまた予算も絡んでくる部分なんですけれども、これ直営というこ

とは、この赤い部分に書いてあることに関する費用ですね、臨床心理士というのはこっちで準備をするということですか。

○委員長（小澤重則君） 樋口課長。

○健康増進課長（樋口 充君） 直営事業ですということになれば、私どものほうでその予算を計上させていただいて、これもまた来年度の補正になるかと思えますけれども、対応のほうをお願いしたいと考えております。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ここで女性医師もかかわるということになると、結局、女性医師も費用としてこの市から、この何ていうの、この事業に関して一応報酬というか、そういうものも払うということね。

○委員長（小澤重則君） 樋口課長。

○健康増進課長（樋口 充君） 医師について、そちらのほうの事業のかかわりが出てきますと報酬のほうは払いたいと思っておりますけれども、そこで交流事業等で個別相談とかで臨床心理士だけで済むようであれば、先生には今のところは報酬は払わない形になってきますけれども、先ほど話をさせていただいたように、かかわってきますと報酬は払いたいと思っております。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） その辺の区分けをどういうふうにするか、非常に難しいと思うんですよ。だから、その辺のこのところは臨床心理士でいいのか、また医者に相談しなきゃいけないとかということになると、ある意味ではね、今後予算の絡んでくるかと思うんですけれども、ある程度相談する上での報酬というか、事前に払っておいて何かあったらお願いするというような、1回相談したから幾らということよりかも、そういう格好でお願いをするという、これは一つの提案ですけれども、そういう格好で一応報酬を払っておいて何かあったときにはお願いするというスタイルのほうがいいかなと、案としてね、思うんですけれども、その辺のところも検討してもらいたいと思うんですけれども、どうですか。

○委員長（小澤重則君） 樋口課長。

○健康増進課長（樋口 充君） また、補正等の対応のときにまたお話をさせていただいて、それまでに検討させていただきたいと思えます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 余りよくわからなくて、今、説明聞いていて、今、秋ごろに新しくできるその病院さんという話のことだけですよ、お話はね。ということは、全ての妊婦を対象に云々と書いてあるけれども、甲斐市の妊婦さんがみんなそこ行くという話ではないわけだもんで、だからその辺のところは、何ていうんですか、今度のその病院さんは産むもできる、あと子育ての補助、サポートみたいなこともできる。だけど、産まないかもしれないけれども、ほかの産婦人科のお医者さんにかかっている市民もあると、その辺のところの対応はどうされるつもりですか。

○委員長（小澤重則君） 長坂係長。

○保健指導係長（長坂千恵子君） 現在、甲斐市で母子保健事業はある程度充実しているかと思うんです。その中で、その産後の3カ月ぐらいのところでの支援が、甲斐市だけじゃないんですけれども、ちょっと薄い。そこが一番お母さん方が不安があるということで、そのケアを充実するにはどうしたらいいかということを考えたときに、今度開業する産婦人科医院の同じ建物の中に、それは建物は同じなんですけれども、市として、そこに産後ケア事業を委託したいと思っております。

ですので、その産婦人科で分娩をしなくても、甲斐市民で、やっぱり不安が強い人、交流を求めている人を対象に、その建物の中で産後ケア事業をしたい。そのスタッフの一員として、臨床心理士になるかどうかわかりませんが、臨床心理士、助産師、いろんな専門職をそこに入れながらということですので、満遍なく甲斐市の市民が利用できるようなことで考えております。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。質疑はありませんか。

有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） 今、同僚委員からとその当局のほうと今のやりとりというか、説明があったんですが、そういうなことを、これを永続的、持続的にこういうものをネウボラのことをやっていくために、病院なりとか、こういう産婦人科ですか、のいろいろな覚書と言ったらおかしいけれども、そういうようなものを取り決める予定というのはいつやるんですか、そういうことは。今ちょうど委員とやりとりしましたよね、そういうようなことをやっぱり市ではこういうように思っているというだけじゃ、多分うまくないような気がするんで

すよね。その辺はどんなように考えられているのか。

○委員長（小澤重則君） 樋口課長。

○健康増進課長（樋口 充君） まだ女性の産婦人科医については、まだ建物ができていないということで、今それぞれの話をさせていただきたいと思っておりますけれども、委託をするときには委託契約書等を結ばせていただきたいなというように考えております。

○委員長（小澤重則君） 有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） だから、今、課長が言ったように、やっぱり特定のその産婦人科決めても、その人ずっと未来永劫やっていくわけじゃないんだろうから、やっぱりそのものは市とそういうものにかかわる医者とのそういう、誰とでもこういうふうに通なようなものをつくって整備しておくべきじゃないかなと思っています。どういうふうにするのかなと思って今質問させてもらったんですけれども。その辺はぜひ、よく整備しておいて、ずっと続けていけるような体制をとってもらいたい、そういうことなんですけれどもね。よろしくをお願いします。

○委員長（小澤重則君） 要望でいいんですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、（６）甲斐市版ネウボラ事業についてを終了します。

次に、（７）元気、そう甲斐健幸ポイントラリー・モデル事業について、担当より説明をお願いします。

樋口課長。

○健康増進課長（樋口 充君） 続きまして、元気、そう甲斐健幸ポイントラリー・モデル事業について説明をさせていただきます。

委員会資料の12ページから14ページになります。

12月議会におきまして、清水正二議員より一般質問で、健康増進に健康ポイント制度の導入についてご提言をいただきました。

事業につきまして、目的、内容、課題等を検討してまいりました結果、来年度、元気、そう甲斐健幸ポイントラリー・モデル事業として実施をしてまいりたいと考えておりますので、事業の内容の説明をさせていただきたいと思っております。

この事業の目的ですけれども、現在、市では健康検査を初め、各種保健事業により市民の健康づくりに取り組んでいるところではありますが、生活習慣改善に無関心な方や就労等で時間が限られています働く世代及び比較的健康意識が低い若者などに対しまして、市民一人一人が健康意識を高め、楽しく継続的に健康づくりが実践できますよう、ポイント制を利用した事業になります。

事業概要ですけれども、健幸ポイントラリー、健幸手帳を配布いたしまして、18歳以上の市民を対象に、市または職域で実施します健康診断、健康教室、健康イベント等の参加や健康づくりの実践と成果に対しましてポイントを付与し、ポイントの基準を満たすことで参加賞や景品を交換できる内容としております。

ポイント付与事業は、健康診断を必修としまして、ラジオ体操、健康教室やウォーキングなどを考えております。それぞれ健康づくりの努力と成果に応じまして特典を設けることで、健康的な生活習慣を継続する動機づけとしていきたいと考えております。

スケジュールになりますけれども、こちら14ページになります。

28年度予算の説明をさせていただき、ご承認をいただく中で進めてまいりたいと考えておりますけれども、予定としまして、5月広報により募集をいたしまして、6月から11月上旬までの間ポイントを付与し、終了後に50ポイント獲得した方に参加賞、100ポイント以上獲得した方には、抽せんにより景品と交換をさせていただきたいと考えております。

また、事業が終わり次第、検証も行ってまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑などがありましたらお願いします。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは、モデル事業ということだから、単年度事業ということなのか。

○委員長（小澤重則君） 樋口課長。

○健康増進課長（樋口 充君） こちらの事業につきましては、事業をしまして検証をさせていただいて、引き続き事業はしていきたいと考えておりますけれども、一応検証させていただきたいと考えております。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君）　ということは、この結果によっては廃止というか、ということですよ。そうすると1年で公共交通のあれ見てもわかるように、あれやってなかなか乗車率も上がらないということの中で、1年だけやってすぐ廃止とか、それじゃちょっと事業としての中身が薄いや。その後も2年ぐらいやってみて結論を出すということのほうがいいかなというふうに思うんですけども、その辺はどうですか。

○委員長（小澤重則君）　樋口課長。

○健康増進課長（樋口 充君）　検証させていただきまして、いろいろ問題点、課題点が出てくると思います。そこを直しながら、今、委員おっしゃったように、事業的には継続をさせていただきながら、市民の健康に努めてまいりたいと考えております。

○委員長（小澤重則君）　ほかにございますか。

五味委員。

○委員（五味武彦君）　確かこれ、蕪崎市で来年度からポイント制をやるというような報道があったと思うんです。ここはとりあえずモデル事業でやるんだけど、蕪崎市さんは、他市のこと比較してもしょうがないんですけども、実際もう既に、それはモデルじゃなくて事業としてやるという、蕪崎市の場合そうなんですか。

○委員長（小澤重則君）　樋口課長。

○健康増進課長（樋口 充君）　新聞で拝見した内容ですと、来年、委員がおっしゃるように28年度から事業を実施していく、モデル事業でなくて実施をしていくというようなことを新聞では聞いております。

○委員長（小澤重則君）　五味委員。

○委員（五味武彦君）　ということは、蕪崎市はもう実施という形で来年度からスタート、それから甲斐市の場合は、モデル事業としてとりあえずやってみて、永続するような形をとりながらとりあえずモデル事業でやるという形でよろしいですか、確認させていただきたいと思います。

○委員長（小澤重則君）　樋口課長。

○健康増進課長（樋口 充君）　先ほど、内藤委員からもお話がありましたように、検証して、課としましては継続、その課題をいろいろ検証しながら次年度にも続けて、継続してやっていきたいなどは考えております。

○委員長（小澤重則君）　五味委員。

○委員（五味武彦君）　もう一つ別の話です。

よく思うんだけど、元気、そう甲斐健幸ポイントラリー、何か普通、健康は「康」で普通の康でいいと思うんだけど、なんで「幸い」になったり「そう甲斐」何ていう、もっとわかりやすく健康ポイントでいいんじゃないのと私は常にそう思うんですが、どうなんですかね、何か……

[発言する者あり]

○委員（五味武彦君） ええ、この辺はどなたが命名されたのかは、俺はわかりませんが、普通わかりやすいような表現でいかがですかね。

○委員長（小澤重則君） 内藤部長。

○福祉健康部長（内藤光二君） まず、健康の康を「幸」、幸せの幸にした意味は、体の健康面だけではなく、生きがいで感じて、安全・安心な豊かな生活を送っていただくという意味で「健幸」という意味を担当が、これも「元気、そう甲斐健幸ポイントラリー・モデル事業」でございますが、あくまでも仮称でございますので、今、五味委員がおっしゃったような、わかりやすい、親しみやすい名前というのも再度検討させて、事業のほう実施させていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。質疑はございませんか。

有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） 今、新しいモデル事業、事業目的の中に、市民の健康づくりに取り組むために、こういう事業やられるんだと思いますけれども、こういう市民の健康づくりとか何とかというのは、今までも食改推とか愛育会とか皆さん頑張って成果出ているわけですよ。そういうものとの関係というものは、事業は結構ですよ、こういう事業やられていくのは。そういう食改推、今までこういうものに携わってきた団体とか、そういうものありますよね。そういう人たちとの関係というのは、どんなように考えられているんですか。

○委員長（小澤重則君） 長坂係長。

○保健指導係長（長坂千恵子君） 愛育会、食推のほうでも協力をしていただきながら、これ参加する人たちをふやしていきたいというふうに考えております。もちろんその組織の方々にも参加はしていただくんですけれども、できるだけやっぱり若い、働き盛りの方に参加を

していただきたいというふうに考えております。

○委員長（小澤重則君） 有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） 僕があえてこの質問させていただいたのは、食改推の皆さん頑張っておられるんですが、自治会によつての温度差みたいなのがあって最近ちょっと食改推でもなり手が余りいないような部分というのが漏れ聞こえてくる部分あるんです。そういうものも、新しい事業がいけないというんじゃなくて、これやったからそっちがおろそかになるようなことじゃない、そっちのほうへも目を向けて一緒にこういうふうに並行してやっていかれるようにやってもらいたいと思って、今ちょっと質問させてもらったんですが、ぜひその辺、簡単で結構ですので、要望なんですけれども……

○委員長（小澤重則君） 答弁……

○議長（有泉庸一郎君） ええ、ちょこっとお願いします。

○委員長（小澤重則君） 内藤部長。

○福祉健康部長（内藤光二君） 議長のご指摘の部分で、資料でございますように、対象事業の中に、⑤の対象事業の（２）の例としまして、健康教室、食育教室とございます。これが食生活改善推進会さんをお願いする教室等も該当しますので、それらの健康事業とも十分に連携を持って進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、（７）元気、そう甲斐健幸ポイントラリー・モデル事業についてを終了します。

次に、健康増進課のその他に入ります。

健康増進課より報告がありましたらお願いします。

樋口課長。

○健康増進課長（樋口 充君） ２月の定例議会に伴います条例の一部改正及び補正についてお願いするものでございます。

条例につきましては、甲斐市保健福祉センター条例の一部改正をお願いするものでございます。

また、補正につきましては、健康推進費の母子保健事業に伴う増額の補正になります。よろしくお願いたします。

○委員長（小澤重則君） 条例の一部改正及び補正予算の内容については、定例会の案件とな

っておりますので、質疑は省略いたします。

それ以外で、健康増進課関係で委員より特に聞きたいことがありましたらお願いします。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 今年はやかいんで、インフルエンザの発生がおくれていると言ったら何ですけれども、発生の時期がずれているということですが、このところ毎日山日のあるところを見るとインフルエンザ発生状況とかあります。それから甲斐市の中でも小学校単位で学級、休校かな、休校もしくは学級閉鎖とかいろいろあります。

先日の山日で見たら、警戒レベルにもう達しているということの報道がありました。

甲斐市内で、大人を含めるのか子供たちに限るのか、どちらの情報でも構いませんけれども、今どんな状況なのか、どういう措置をされているのか、この辺ちょっとお話しいただければありがたいなと思います。

○委員長（小澤重則君） 樋口課長。

○健康増進課長（樋口 充君） 五味委員のほうから、インフルエンザの状況についてということでご質問いただきました。

状況につきましては、子育て支援課と学校教育課に確認をいたしましたところ、市内の保育園・幼稚園につきましては、今週は学級閉鎖をしているところはありませんが、先週、認定こども園のかおり幼稚園で3歳、4歳、5歳児の各1クラスで学級閉鎖があったという状況でございます。

また、小・中学校につきましては、現在、竜王西小学校の6年、竜王東小学校の1年が学年閉鎖、敷島小学校の6年の一組、竜王中学校の3年の一組が学級閉鎖になっております。

また、あすからなんですけれども、竜王西小学校の1年の一組と竜王東小学校の2年の一組が学級閉鎖になるということを知っております。

先月19日から、2日間竜王小学校が学級閉鎖をした以降、本日まで、8小学校、2中学校で1日から3日の学級、学年閉鎖の休養措置を行いました。

なお、高校生以上の状況については、ちょっと把握をしておりませんので、ちょっとお答えできません。

また、予防につきましては、保育園や学校では手洗い、うがい、マスクの着用などで感染予防をしております。また乳幼児健診におきましても、お母さんやお父さん方に手洗い、うがい、マスクの着用、食事、睡眠をとるなどお願いをしております。また各家庭において予防接種をしていただいているかと考えております。

また、なお市では、65歳以上の方に対しまして、高齢者のインフルエンザの予防接種の助成をしております。12月末現在ですけれども、8,064の方が予防接種をしております。

なお、予防接種の助成については1月末で終わっておりますので、その後のについては医療機関のほうから請求が来ると思っていますので、そこでまた人数が確定してくるかと思えます。

あと山梨県の状況ですけれども、インフルエンザ流行マップで報告されております、県内で決められました40カ所の医療機関から報告された患者数により示されておりますけれども、最新で、2月1日から7日までの1週間で、県全体で1医療科当たり平均36.33人で警報レベルになっております。中北地域につきましては40.00人、峡北地域につきましては51.00人でございます。なお、警報レベルにつきましては30人以上の数値で警報レベルになっております。

以上となります。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） これは去年と比べて、もしくは例年と比べて患者数というか、閉鎖数でもいいんですけれども、多いんですか少ないんですか、この辺はちょっと推移が……。

○委員長（小澤重則君） 樋口課長。

○健康増進課長（樋口 充君） 人数的には平年並みということです。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） その中で、結構重篤な児童とか、そういう方々はおいでになったんでしょうか、軽症で。インフルエンザというのは大体1週間かかると思うんですが、特に重くなった方とかいうことは、学校教育課でないとわからないですか。

○委員長（小澤重則君） 樋口課長。

○健康増進課長（樋口 充君） ちょっと状況については、インフルエンザは今、委員がおっしゃられたように大体5日から1週間くらいで完治しますけれども、重篤等々についてはちょっとわかりません。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、以上で健康増進課のその他を終了します。

ここで暫時休憩とし、職員が退席します。

[「終わりだ、終わりだ、いいですよ」と呼ぶ者あり]

○委員長（小澤重則君） はいはい、じゃ、いいですね。

次に、4のその他に入ります。

委員より何かありましたらお願いします。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） 次に、事務局から何か……。

[発言する者あり]

○委員長（小澤重則君） 石原書記。

○書記（石原大助君） 今後の予定ですけれども、2月22日、月曜日、午後1時30分から全員協議会を予定しております。通知はメールボックスに入れてありますのでお願いします。

内容は、バイオマス産業都市についてと第2次甲斐市総合計画についてを予定しております。よろしくお願いします。

○委員長（小澤重則君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして厚生環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時05分